

議案第 81 号

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、生駒市における住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のとおり定める。

なお、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成20年9月9日提出

生駒市長 山下 真

別図 住居表示を実施すべき市街地の区域図

